

家畜人工授精用精液等の不正流通の防止について

令和3(2021)年10月
栃木県農政部畜産振興課

精液や受精卵1本1本に対応した証明書が添付されていない精液や受精卵は注入・移植、他者に譲渡することはできません！

※家畜改良増殖法第14条違反（罰金100万円以下）の可能性が**あります**。国内で違反事例がありましたので、下記の点にご注意ください。

対象者

獣

獣医師

人

家畜人工授精師

農

農家

1 精液を注入または受精卵を移植する場合 獣 人

- ・融解前に精液証明書または受精卵証明書の**原本を確認**
- ・**ストローと証明書の記載内容**（種雄牛名、採取年月日等）が間違っていないか確認
- ・問題がある場合は、**注入、移植しない**



2 受精卵を採取する場合 獣 人

- ・採取前に注入された精液について、1と同様に確認

家畜人工授精所

3 精液または受精卵を譲渡・譲受する場合 獣 人

- ・譲渡・譲受前に精液または受精卵について、1と同様に確認

4 授精証明書や精液証明書等の交付を受けた場合 農

- ・適切に管理する
- ・牛の廃用等で不要となった精液証明書等は、**使用済みであることがわかるように適切に処理する**